

里耶秦簡 9-2298 と 9-1781 は綴合が可能であることが『里耶秦簡牘校釈(二)』¹ (以下『校釈 2』) によって既に指摘されている。私見では、この 2 簡には、さらに 8-1861 が綴合可能である。これら 3 簡はいずれも労役を記録した「作徒簿」である。

1. 現行釈文

・ 9-2298+9-1781 は『校釈 2』で次のように釈読されている。

□己丑、將田郷守敬作徒簿	其一人病	其一□
……	轂城旦一人上稟	小□
□人上稟	春二人：	
□蓐芋	其一人上稟、	(9-2298+9-1781)

・ 8-1861 は『校釈 1』²では次のように釈読されている。

□【徒】養。□	
□妾一人、蓐芋。□	(8-1861)

2. 綴合後図版

綴合後の形状は〔図①〕のようになる。9-2298+9-1781 と 8-1861 は断面の形状は異なるものの、簡の幅、木目の特徴、文字の位置などから綴合が可能であることがわかる。

3. 綴合後釈文

綴合後の釈文は以下のようになる。

□己丑、將田郷守敬作徒簿。	其一人病。	其一□	□徒養。
□	轂城旦一人上稟。	小	隸妾一人蓐芋。
□人上稟。	春二人。		
□蓐芋。	其一人上稟。	(9-2298+9-1781+8-1861)	



二行目三段目のちょうど割れ目に位置する「小」と「妾」間の文字は秦漢簡牘に常見される「小隸妾」という用例および右上にわずかに残った残画から「隸」字であると考えてほぼ間違いない。

綴合の結果、文脈から以下のように文字を補って読み下すことができる。

【某年某月某某朔】己丑、將田郷守の敬が作徒薄。【某身分、若干人。その若干】人は稟を上す。【その若干人】は芋を蓐す。その一人は病む。穀城旦一人は稟を上す。春二人。その一人は稟を上す。その一【人】は徒養。小隸妾一人は芋を蓐す。
(9-2298+9-1781+8-1861)

復元後の内容は十分に連続性を持っているため、記載内容から見ても綴合の蓋然性が高まると言える。例えば、作徒簿において個別の労役は一般的に成年男子→成年女子→未成年男子→未成年女子の順で記されるが³、この簡でも成年男子の穀城旦、成年女子の春に続いて未成年女子の小隸妾が記されていることが確認できる。また小隸妾の従事している蓐芋という作業は 9-2298+9-1781 にも見えており、將田郷守の主管する作業として不自然が無い。

附記：小文は、アジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題「簡牘学から日本東洋学の復活の道を探る——中国古代簡牘の横断領域的研究（3）」における議論を踏まえているほか、科学研究費（基盤研究 B、課題番号 16H03487）「最新史料の見る秦・漢法制の変革と帝制中国の成立」の研究成果を含む。

¹ 陳偉主編、何有祖、魯家亮、凡国棟撰『里耶秦簡牘校釈（第二卷）』武漢大学出版社、2018年。

² 陳偉主編、何有祖、魯家亮、凡国棟撰『里耶秦簡牘校釈（第一卷）』武漢大学出版社、2012年。

³ 9-2289 簡などを参照。